

中小企業等グループ施設等災害復旧事業

本事業は、被災地域の中小企業者等で構成されたグループが所定の復興事業計画書を作成し、その内容が地域経済の活性化と雇用の維持に重要な役割を担うと茨城県が認定した場合に個々の中小企業者等の施設・設備の復旧等に必要な経費の一部を補助します。

1. 対象者

県内で事業活動を行っている中小企業者・個人事業主等。但し、個人の申請は不可。必ず以下の要件を満たすグループを構成し「復興事業計画（※）」の認定を受ける必要があります。

【グループの要件】

①グループの機能（いずれか1つ以上を満たすこと）

- ・一定の地域において、経済・社会的に基幹となる産業群であり、地域の復興、雇用維持に不可欠である。
- ・事業規模・雇用規模が大きく、経済・雇用への貢献度が高い。
- ・地域コミュニティの維持に不可欠な商業機能を担っている。
- ・当該グループ外の企業や地域産業にとって重要な役割を果たしている。

②震災による被害の大きさ

- ・グループの構成員の施設・設備に震災による甚大な被害が生じており、売上の著しい低下等が生じていること。

2. 対象施設

震災が原因で損壊した自己（自社）所有の施設・設備のうち、以下に該当し、自己の所有を示す書類（登記簿謄本、資産台帳等）と被害を証明するもの（罹災証明書、被害写真等）が必要です。

<施設（店舗や工場等）>

倉庫・生産施設・加工施設・販売施設・検査施設・共同作業場・原材料置場等、復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設。（事務所・事務室・従業員用スペースは除きます）

<設備>

復興事業にかかる事業の用に供する設備であって、中小企業等グループ又はその構成員の資産として計上するもの。

3. 対象経費

施設・設備の復旧に必要な工事費、修繕費、購入費、移転設置費等。(復旧事業を実施するために必要な取壊し・撤去費・整地・排土費含む)

4. 補助率等

国 1 / 2、県 1 / 4、事業者 1 / 4

5. その他

大企業もグループに参加することはできますが補助対象にはなりません。

平成24年度の事業実施は、県予算の成立が条件となります。

事業スケジュール等決まり次第、県HP等で広報します。

(※) 復興事業計画の内容

- ・各構成員の事業概要、各構成員間の関係、施設等の被害状況。
- ・グループが地域で果たしている機能。
- ・復興事業の内容、スケジュール、経費等。

(復興事業計画の認定は、県審査会で内容審査のうえ行います)

6. 問合せ

茨城県商工労働部中小企業課 経営支援室 TEL 029-301-3554

日立商工会議所中小企業相談所 TEL 0294-22-0128

中小企業等グループ補助金 エントリー用紙

グループ名		住 所	
(代表者) 氏 名		TEL	
		FAX	

申請希望事業所 (記入例)

事業所名	所在地	規模	事業概要 (業種)	被害状況	修繕、建替、 入替の内容	復旧にかかる 経費(円)
〇〇〇(株)	日立市 〇〇町	中小 企業	旅館業	宿泊施設半壊 ボイラー損壊	外壁修繕 ボイラー修繕	10,000,000